

## **8. 事後調査の方針**

### **8.1 事後調査の方針**

本事業の実施が事業実施区域周辺の環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行った結果、環境の現況を著しく悪化させることはないものと考える。

ただし、本事業の実施による環境への影響の予測及び環境保全措置の不確実性を補うため、事後調査を行う計画とする。

事後調査の結果、事業の実施により顕著な環境影響があると認められた場合には、堺市の関係機関と協議の上、適切に対応するものとする。

事後調査の結果については、堺市環境影響評価条例第41条の規定に基づき事後調査報告書としてとりまとめ堺市長に提出する。

今後、本事業の詳細な実施設計・工事計画を踏まえて、調査内容（頻度、地点等）を再検討し、事後調査計画書を作成する。

## 8.2 事後調査の内容及び手法（案）

本事業の実施にあたっては、表 8-1 に示す内容について、事後調査を行うことを計画している。

工事中においては、建設作業騒音・振動及び道路交通騒音・振動・交通量等について、それぞれ敷地境界、工事用車両の主要な走行ルート沿道において調査を行う。また、工事により発生する廃棄物・建設発生土の量について集計を行う。さらに、工事着手前には、鳥類の繁殖に対して事業計画地内で実施する環境保全措置の実施状況を確認する。

施設の利用においては、道路交通騒音・振動・交通量について、事業計画地周辺及び施設利用車両の主要な走行ルート沿道において調査を行う。

なお、事後調査の結果、本事業により顕著な環境影響があると認められた場合には、関係機関と協議のうえ、適切な対策等を検討、実施する。

事後調査の詳細については、今後、関係機関と協議のうえ決定する。

表 8-1 事後調査計画（案）

事後調査項目		事後調査の方法	事後調査の地点	調査時期及び頻度
工事中 (建設・解体)	騒音 振動	建設作業騒音 建設作業振動	現地調査	2 地点 (事業計画地 敷地境界)
		道路交通騒音 道路交通振動 交通量・車速	現地調査	3 地点 (走行ルート沿道)
	廃棄物等	廃棄物・建設発生土 の種類別発生量	資料調査	事業計画地
	陸域 生態系	重要な鳥類 に対する保全措置の 実施状況	現地調査	事業計画地
存在 供用時 (施設の 利用)	騒音 振動	道路交通騒音 道路交通振動 交通量・車速	現地調査	3 地点 (走行ルート沿道)

注：工事最盛期の時期は、工事の進捗状況等を踏まえて最終的に決定する。